

ICT 活用教育における著作物の利用事例

(教育関係者提供資料)

授業の過程においてインターネット送信する場合の教材の例

事例 1、2 は、対面授業においては権利者から許諾を得る必要がないと考えられるが、インターネット送信するにあたって許諾が必要と判断して実際に許諾を得た事例である。

(事例 1)

大学の「日本語表現法」の講義の資料において、様々な古文（「おくのほそ道」「枕草子」「徒然草」）の一部の原文と訳文を掲載した。訳文の掲載については、出版社に対して申請を行い、許諾された。

(事例 2)

大学の「ヨーロッパの文化と歴史」の講義においては、グリム童話集を手掛かりにヨーロッパの文化・社会・歴史を考察することとしており、講義資料にグリム童話の一部の訳文を掲載した。掲載にあたっては、出版社に対して申請を行い、許諾された。

事例 3～5 は、対面授業においては権利者から許諾を得る必要がないと考えられるが、インターネット送信するにあたっては許諾が必要と判断したものの、実際に教育上必要な著作物を利用することができなかった事例である。

(事例 3) 引用の範囲に該当しないと判断して写真を差し替えた事例

大学の講義で使用する、人類の進化とモンゴロイド「人類学から見たモンゴロイド(1)」の資料において、2人のモンゴル人の写真が掲載されている。

対面の授業においては、現代におけるモンゴル人の例として朝青龍を掲載したが、eラーニングにおいては、朝青龍の写真の利用にあたっては引用に該当しないと判断したため、著作権フリーのモンゴル人の写真に差し替えた。

対面の授業では朝青龍を掲載することで学生の興味を引き、モンゴル人をわかりやすく説明していた。

(事例 4) 権利者から期間内に許諾が得られずに配信できなかった事例

本事例の大学の医学部では、解剖の授業では資料を持ち込まないこととしている。解剖の授業の予習及び復習のために本資料を受講者に対してインタ

ーネット送信しようとしたが、多くの画像や写真を利用しており、引用には該当しないと判断し、権利者に許諾を得ようとしたが、配信までに許諾を得ることができずにインターネット送信を断念した。

(事例5) 権利者が特定できずに著作物を削除した事例

大学の「精神分析学」の教材について、フロイトがなぜ哲学者になったのかを考えるためにフロイトの生い立ちを紹介するにあたって、フロイトの故郷の風景写真を掲載する予定をしていたが、写真自体の権利者が不明でかつ権利者を特定することが困難であったため、当該写真を削除した。

教員間・教育機関間において教育目的で共有する場合の教材の例

(事例6)

大学間連携の教材共有事業において、大学の言語学の授業で使用することを想定して、新聞の社説を題材とした演習問題を作成した。授業の過程で利用する際には権利者から許諾を得る必要がないと考えられるが、大学間で共有するにあたって権利者から許諾を得た。今後共有することを予定している。